

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行した否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から25年5月20日まで

夫の年金記録に空白期間があるため、勤務先であったB社本店に問い合わせをしたところ、申立期間に在籍していたことが確認できたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求め行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の所属歴が記載された資料及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和25年5月20日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年7月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月31日まで
A社を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定日は、同社での被保険者資格の喪失日から約1年1か月後であるものの、当該期間当時、脱退手当金を請求する場合、被保険者資格喪失日から1年間の待機期間が経過する必要があったことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 12 日から同年 5 月 1 日まで
申立期間は、A社に臨時雇用員として勤務していた期間であり、それは人事記録で確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、準職員になった昭和 57 年 5 月 1 日とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社に臨時雇用員として勤務していた。」としており、当該事業所の人事記録には、昭和 57 年 4 月 12 日付けで「A社臨時雇用員（B係）就業」、同年 5 月 1 日付けで「準職員を命ずる」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、C社では、「申立期間当時、D共済組合（現在は、厚生年金保険）に加入させたのは準職員以上の者であり、臨時雇用員については厚生年金保険に加入させることになっていたが、『臨時雇用員等社会保険事務処理規定』第 42 条第 1 号の健康保険及び厚生年金保険被保険者の範囲として、2か月以上の期間を定めて使用される場合、と規定されていることから、申立人については臨時雇用員の期間が 16 日間であったため、厚生年金保険に加入させなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同日付けでA社に臨時雇用員として採用された同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できず、申立人と同様、昭和 57 年 5 月 1 日にD共済組合に加入していることが確認できる。

さらに、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

私の夫は、昭和 18 年 10 月に A 社に入社し、27 年に退職するまで同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。独立のため退職するまでに、休職したり辞めたりしたことは無かったので、一部記録が抜けているのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票を確認したところ、昭和 19 年 8 月 30 日に申立人が被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、当該被保険者台帳索引票には「○改」と押印されており、この押印は、昭和 19 年 6 月 1 日に施行された厚生年金保険法の適用準備期間中である同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間において新たに被保険者となった者であることを表すものであるところ、当該適用準備期間については厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間とされている。

また、厚生年金保険法による保険給付及び保険料の徴収等については、昭和 19 年 10 月 1 日より施行すると定められており、当該期間において、A 社が法令とは異なる事務処理を行い、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

申立期間②について、元同僚の証言により、申立人は当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該期間において、当該事業所にかかる健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立人と同一の職種でかつ同一時

期に勤務していた複数の元同僚についても、申立人と同様に被保険者期間が確認できない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで
昭和 43 年 8 月末頃、前職を辞めてすぐにA社（現在は、B社）に転職し、3年近く勤務していたと記憶しているが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は45年2月1日とされ、被保険者記録が3か月しか記録されていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚に申立人の勤務開始時期を覚えている者はいない上、当該事業所には申立人に関する記録が残っておらず、勤務期間を特定することはできなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 45 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している上、当該事業所が加入しているC厚生年金基金でも申立人の当該事業所における資格取得日について同年 2 月 1 日と回答している。

さらに、上記名簿によると、申立人と同日に被保険者資格を取得している者は申立人を含め 40 名確認でき、ほかの時期より多数の者が厚生年金保険の被保険者資格を取得している状況がみられる上、この中の複数の同僚に聴取したところ、入社時期を被保険者資格取得時の 6 か月前とする者や 1 年前と回答する者などがいることから、当該事業所では、一定期間内に雇用した従業員について、同日に一括して被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

加えて、当該事業所は現存しているものの、申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。